

令和8年度 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
奈良県中央善意銀行支援付助成金(ステップアップコース)
募集要項

【身近な困りごとからはじまる、つながりのある地域づくり】

奈良県中央善意銀行は、県内における地域福祉の推進を目的として、県民の皆様からの寄付をより効果的に反映させるため、善意の助成事業を実施しています。

令和8年度の助成事業では、以下の内容により助成・支援を行います。

奈良県中央善意銀行では「一人ひとりが大切にされ、ともに支え合うまちづくり」の実現を目指し、地域福祉活動を目的とする団体に対して支援をしていきます。

1. 対象団体

- 1) 地域福祉活動を目的として活動している団体（法人格の有無は不問）であること。
- 2) 構成員が複数名であること。
- 3) 後述の「9. 助成先団体に求められる義務・条件」に同意いただける団体。
- 4) 助成金申請期間内に奈良県中央善意銀行助成金サポートチーム（有識者, 社会福祉協議会関係者等）の支援を受けることができる団体。

※ただし、過去3年以内（令和5年度から令和7年度まで）に本助成（ビギナーコース、ステップアップコースおよび奈良県中央善意銀行預託金配分事業を含む）を受けた団体は対象外とします。

2. 対象事業

- 1) 次の要件に該当する事業とします。
 - (1) 【身近な困りごとからはじまる、つながりのある地域づくり】に資する地域福祉活動であり、奈良県内で行われる事業であること。なお、本助成は、当該事業に要する経費の一部または全部（上限あり）を助成します。
 - (2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施する事業であること。
 - (3) 団体として新たに取る事業（過去実施した事業の継続は不可）であること。※団体の活動を新たな事業で広げること、深めることを目的としています。

【対象事業について】

活動の中で出てきた地域課題に対して、住民や地域、関係機関と連携・協働し、新たな事業を展開し、地域福祉に貢献する事業

【対象事業（例）】※原則、地域福祉にかかる事業

- ◆子育てなどに関する活動（セルフヘルプグループ）などから出てきた新たな課題に対して、地元機関・団体と連携・協働して継続した事業実施が見込める事業。
- ◆サロン(居場所)活動から把握した地域課題に対し、地域の見守り活動を行う事業。
- ◆既存の活動から出てきた新たな課題に対して活動内容を変えて、既存の対象者と新たな対象者の掘り起こし・継続的な支援を行う事業。

- 2) 次のいずれかに該当する事業は**対象外**とします。
- (1) 国または地方公共団体が実施する事業または実施を委託する事業
 - (2) 営利目的の事業（株式会社、有限会社など営利法人が実施する事業）
 - (3) 外部委託が助成申請金額の50%以上を占める事業
 - (4) 他の団体からの助成金を活用して実施する事業
(助成申請中での応募は可能ですが、本助成決定後に他の団体からの助成が確定した場合は、本助成の対象からのご辞退いただきます。)
 - (5) 実施団体名の変更のみで過去から実施されている事業、又は著しく類似した事業
 - (6) 備品や物品購入のみを目的とした事業（活動に対する助成を主目的にしています）

3. 対象となる経費

- 1) 応募事業の実施に必要な費用（諸謝金、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、備品費、食料費、図書費、賃借料、業務委託費、保険料、雑費（その他））を対象とします。
- 2) 次の経費は対象外とします。
 - (1) 申請団体構成員に対する謝金および人件費、宿泊費、車両購入費、個人の生活支援にかかる費用
 - (2) 購入額の合計が2万円を超える食料費
 - (3) 購入額の合計が8万円を超える備品費
 - (4) 購入額の合計が2万円を超える図書費
 - (5) 支払額の合計が13万円を超える諸謝金
 - (6) 支出の事実や金額を客観的に確認できない経費（支払先・金額・日付が確認できないものを含む）
※上記の費用を事業費に含む場合、自己資金等の財源から支出することを申請事業収支予算書に明記ください。

4. 助成金額

1 団体の上限金額 50万円（3団体程度を採択予定）

5. 選考方法

- 1) 本助成金の選考は、次の手順で行います。
 - (1) ご提出いただいた申請書類をもとに、書類選考を行います。
 - (2) 奈良県中央善意銀行運営委員会において、書類選考を踏まえた総合的な審査を行います。
- 2) 以下の観点を経営的に勘案し、助成の可否を決定します。
 - ・ 取り組もうとする地域課題やテーマが具体的に示されているか
 - ・ 実行可能な事業プランとなっているか
 - ・ 地域の関係機関等と連携・協働した取り組みとなっているか
 - ・ 本助成金終了後も、継続して活動が見込まれているか
 - ・ 助成金を有効かつ適正に活用できる内容となっているか

6. 採択のながれ

1) 1次選考（書類選考）

(1) ご提出いただいた申請書類に不備がないか、対象団体の要件を満たしているか、本助成金の趣旨に合致した事業であるかを確認します。

なお、この段階で本助成金の趣旨に適さないと判断した場合は、不採択となります。

(2) 選考結果は、令和8年5月15日（金）までに文書にて通知します。

2) 2次選考（審査会による審査）

(1) 奈良県中央善意銀行運営委員会において、「5. 選考方法」に示す選考基準に基づき、総合的な審査を行います。

(2) 選考結果は、令和8年7月上旬を目処に文書にて通知します。

なお、不採択の理由についてはお知らせできませんので、予めご了承ください

3) 【採択団体のみ】「事業実施に係る説明会」への参加

(1) 令和8年8月1日（土）10時から11時まで実施する「事業実施に係る説明会（※オンライン参加可）」にご出席ください。

(2) 説明会への出席をもって助成金払出となりますので、やむを得ない事由により出席が困難な場合は、事前にご相談ください。

4) 【採択団体のみ】「サポートチームによる定期ミーティング」への参加

(1) 採択団体（2～3団体）と、奈良県中央善意銀行助成金サポートチーム（有識者、社会福祉協議会関係者等）による、事業進捗の共有および助言を目的とした定期ミーティングを行います。

(2) 実施予定日は①令和8年8月下旬、②令和8年11月下旬となります。

5) 【採択団体のみ】「奈良県中央善意銀行助成金事業 実施報告会」での報告

(1) 寄付にご協力いただいた企業・団体および、次年度以降に助成金申請を検討している団体等を対象に、事業実施報告会を開催します。採択団体には、当該報告会にて事業報告を行っていただきます。

(2) 実施予定日は令和9年2月12日（金）を予定とします。

7. 申込受付期間

令和8年3月2日（月）～4月17日（金）当日消印有効

※持参の場合の受付時間は、9時から17時とします。

8. 申込方法

別紙「奈良県中央善意銀行助成金申請書類」（第1号様式、様式1、申請事業収支予算書）に必要な事項を記入の上、必要な添付書類を添えて、下記宛にメールまたは郵送してください。場合によっては、電話等で事業内容のヒアリングを行うことがあります。なお、ご提出いただいた書類等の返却はできませんので、予めご了承ください。

【申込書類ダウンロード】奈良県社会福祉協議会ホームページより取得できます。

◆奈良県社会福祉協議会 <https://nara-shakyo.jp/pages/107/>

【申込書類送付先】

（郵送）〒634-0061 橿原市大久保町320-11県社会福祉総合センター2F

奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター（吉田・水本）宛

（メール）：nara-vc@nara-shakyo.jp

9. 助成先団体に求められる義務・条件

- 1) 採択後、「6. 採択のながれ」に記載のある①説明会、②定期ミーティング、③事業実施報告会へ出席すること
- 2) 完了報告書および決算報告書、経費証憑書類の提出を行うこと
事業終了後2か月以内、または令和9年4月2日（金）のいずれか早い日までに、完了報告書および決算報告書（証憑書類含む）を所定の様式により作成し、提出すること。
なお、事業実施期間中に事業内容の変更が生じた場合は、所定の様式により変更申請を行うこと。
- 3) 助成事業の公表等への協力が可能なこと
助成が決定した場合、団体名および助成内容を公表することがありますので、あらかじめご了承ください。
また、本会が実施するセミナー等において、助成事業の活動報告をお願いする場合があります。
- 4) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。
 - (1) 申請事業の決算額が、助成金額を下回ったとき
 - (2) 助成決定後に、事業を停止または休止したとき
 - (3) 助成決定後に、事業を実施しなかったとき
 - (4) 完了報告書および決算報告書、経費証憑書類の提出がなかったとき

10. スケジュール

公募期間：令和8年3月2日（月）～4月17日（金）

結果通知：令和8年7月上旬 ※予定

説明会：令和8年8月1日（土）10:00～11:00 ※採択団体のみ

払 出：令和8年8月下旬 ※予定（概算払い）

定期 MT：①令和8年8月下旬、②令和8年11月下旬

対象期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

報告会：令和9年2月12日（金） ※予定

11. その他

- 1) 申請書の受理に関する報告は、本会からは行いません。受理の確認やご不明点がありましたら、問合せ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 応募の際にご提供いただく個人情報、選考審査情報および連絡用として使用します。

《申請書提出先・お問合せ先》

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター

福祉教育・ボランティア活動係（担当：吉田、水本）

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター2F

メールアドレス：nara-vc@nara-shakyo.jp

TEL：0744-29-0155 FAX：0744-26-0234

※月～土（祝日除く）8:30～17:00